



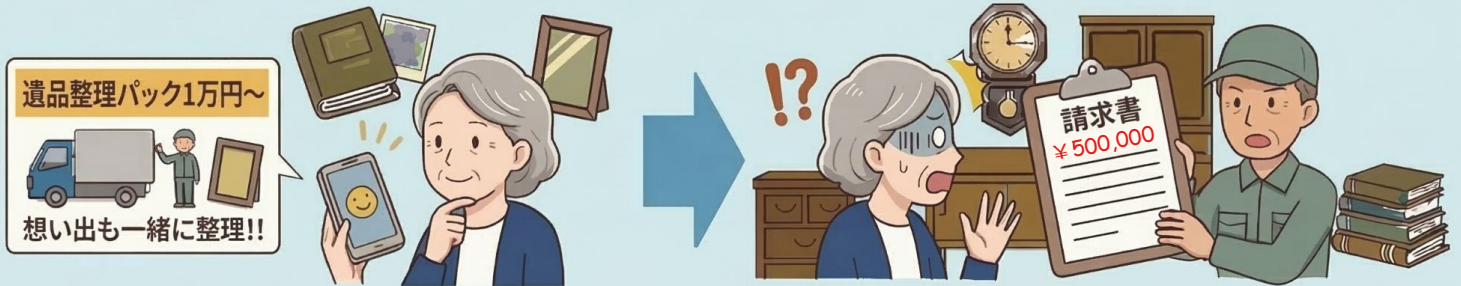
X



Instagram

「不用品回収」トラブルにご注意!

格安だと思ったのに高額請求!?



① 複数社から「見積り」をとる!



② 焦ってその場で契約しない!



③ 自治体の処分方法を確認!



トラブル回避の3箇条

① 複数社から「見積り」をとる!

- インターネットの「格安広告」をうのみにしない!
- 現地を見てもらい、追加料金については書面で確認を!

② その場で契約しない!

- 急かされても、納得できなければ、キッパリ断る!

③ 自治体の処分方法を確認!

- 市の「大型ごみ回収」が安心! 安価!
- 一度に大量のごみを捨てるときは、札幌市環境事業公社へ!
(TEL 219-5353)

トラブルの相談は早めに消費者センター(TEL 728-2121)または消費者ホットライン(TEL 188)へ

【相談件数が急増した商品・役務】

● 医療サービス（1月:5件 → 2月:13件）

相談

インターネットで「脂肪溶解注射1万円～」という広告を見て受診予約をした。予約後に病院の評判が悪いと知ったが、キャンセル料を払いたくないため、そのまま受診した。

当日、60万円という高額な施術を勧められ、「学生なので支払えない」と伝えたが、80回払いの分割契約を提案され、断りきれずに承諾してしまった。

帰宅後、家族から詐欺ではないかと指摘を受け、解約交渉を行った。しかし、既に受けた1回分の施術代として25万円を請求されている。契約書に記載はないが、クーリング・オフできないか。

助言

特定商取引法における美容医療の扱いについて説明しました。本件は、契約期間が1か月以内であることから、クーリング・オフは適用されず、規約に則り解約することになります。

原則として受けた施術の実費を支払うことになりますが、契約時の勧誘方法に問題があると感じる場合は、病院との話し合いで解決を図ることになります。

相談者から法的見解も聞きたいとの申出があったため、法律相談窓口を案内し、消費者センターによるあっせんを希望する場合は、再度連絡するように伝えました。

しつこい訪問販売に困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーを貼ると、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、これを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（Tel211-2245）までご連絡ください。

**訪問販売は
お断りします!**



このステッカーの掲示により、訪問販売の勧誘を拒絶しています。断りの意思表示をしている消費者への勧誘は、**法律・条例で禁止されています。**